

議案第129号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 コンテナクレーン 1台
- 2 取得金額 605,000,000円
- 3 取得の相手方 福岡県糟屋郡新宮町大字的野字香ノ木741番1
株式会社筑豊製作所福岡支店

(提案理由)

川内港に設置しているコンテナクレーンを更新しようとするものである。